

# 消防設備の設置基準

〔1 劇場・映画館等〕

## a 面積に応じた規制

設備の種類 面積 [m <sup>2</sup> ]	誘導灯 標識	消火器	排煙設備	自動火災 報知設備	漏電火災 警報器 ◆注1◆	消防機関へ 通報する火災 報知設備	屋内消火栓設備		
							木造等	準建築物等 ◆注2◆	耐火建築物等 ◆注3◆
15,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15,000未満 10,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10,000未満 9,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9,000未満 6,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6,000未満 5,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5,000未満 3,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3,000未満 1,500以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,500未満 1,000以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1,000未満 700以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
700未満 500以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
500未満 300以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○
300未満 200以上	○ ◆注7◆	○ ◆注7◆	○	○	○ ◆注4◆	○	○	○	○

舞台部の床面積に限定

契約電流容量が50Aを超えるもの

〔消防設備三四〕

**備考**

- (注1) 間柱若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、根太若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの床又は天井、野縁若しくは下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの天井を有するものに設置。
- (注2) 主要構造部を耐火構造としたもの又は準耐火建築物で内装制限したものが該当する。
- (注3) 主要構造部を耐火構造とし内装制限したものが該当する。
- (注4) 同一敷地内に2以上の建築物がある場合、相互の外壁間の中心線から水平距離が1階3m以下、2階5m以下である部分を有するものは床面積を合計する。ただし、屋外消火栓設備にあっては、耐火・準耐火建築物を除く。
- (注5) 規則第13条第1項で定める部分を除く。また、平屋建を除く。
- (注6) 敷地面積が20,000㎡（高さ31mを超える場合は25,000㎡）以上の物が対象となる。
- (注7) 本設備は、全ての場合に設置しなければならない設備であるが、便宜上『面積に応じた規制』で示している。  
よって、本表に示した面積未満であっても設置が義務づけられている（面積0平方メートル超であれば設置が義務付けられている。）。

**設置免除の特例**

- 1 消防法施行令第32条の特例基準等について 昭38 自消丙予59号
- 2 消防法施行令第22条第1項に係る同令第32条の基準の特例について 昭39 自消丙予82号



**b 階に応じた規制**

設備の種類 階・面積		非常警報設備			屋内消火栓設備				動力設備 消防ポンプ		
		非常ベル又は 自動式サイレン + (加えて) 放送設備	非常ベル 自	自動式サイレン 又は放送設備 のいずれか ◆注1◆	木造等	準耐火 建築物等 ◆注2◆	耐火 建築物等 ◆注3◆				
地階・無窓階	床面積の合計(m <sup>2</sup> ) 1,000以上	○	地階の階数が3以上	○	収容人員が20人以上	○	○	○	屋内消火栓設備の設置対象と同じ		
	700以上1,000未満	○				○	○	○			
	500以上 700未満	○				○	○	○		○	
	300以上 500未満	○				○	○	○		○	
	200以上 300未満	○				○	○	○			
	100以上 200未満	○				○	○				
地階・無窓階以外の階	11階以上	○	地階を除く階数が11以上	○	収容人員が50人以上	○	床面積100㎡以上の階	○	床面積200㎡以上の階	○	床面積300㎡以上の階
	7階以上11階未満	○				○	○	○	○	○	
	5階以上7階未満	○				○	○	○	○	○	
	4階	○				○	○	○	○	○	
	3階	○				○	○	○	○	○	
	1階・2階	○				○	○	○	○	○	
避難階以外の階											

備考

- (注1) 左欄に該当する設備が設置されている場合を除く。
- (注2) 主要構造部を耐火構造としたもの又は準耐火建築物で内装制限がなされたものが対象となる。
- (注3) 主要構造部を耐火構造とし内装制限がなされたものが対象となる。
- (注4) 避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が2（当該階が屋外又は総務省令〔第4条の2の3〕で定める避難上有効な構造を有する場合には、1）以上設けられていないものが該当する。

〔消防設備三四〕

**c 収容人員に応じた規制**

(○の部分…消防設備の設置が義務づけられる対象物又はその部分)

設備の種類 収容人員(人)	非常警報設備			避難器具(11階以上の階及び避難階を除く)	
	非常ベル又は 自動式サイレン + (加えて) 放送設備	非常ベル、自動式サイレン又は 放送設備のいずれか ◆注1◆	地階・無窓階	その他の階	3階以上10階以下の階
300以上	○	○	○	○	○
50以上 300未満		○	○	○	○
20以上 50未満		○		○	◆注2◆
10以上 20未満				○	

備考

- (注1) 左欄に該当する設備が設置されている場合を除く。
- (注2) 当該階（当該階に総務省令（第4条の2の2）で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあっては、その区画された部分）から避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階をいう。
- (注3) 避難器具の設置個数の算定については、階全体の収容人員で判断するものであり、当該区画された部分ごとに収容人員を算定するものではない。

(○の部分…消防設備の設置が義務づけられる対象物又はその部分)

自動火災報知設備		連結散水設備	スプリンクラー設備			ガス漏れ火災警報設備	連結送水管		非常コンセント設備
11階以上のものを有する	その他のもの		舞台部	階数が11未満のものを除く	階数が11以上のものを除く		階数が5以上のもの	階数が7以上のもの	
○	○	○	○	○	○	○			
○	○	○	○						
○	○		○						
○	○		○						
○			○		○		○	○	○
	○		○		○		○	○	
	○		○		○		○		
	○		○		○				
	○		○		○				
○(注4)	○(注4)								

・準耐火建築物の改正については、1編末尾「参考」を参照して下さい。

〔消防設備三四〕

設置免除の特例

〔1 劇場・映画館等〕

チェック項目	関係法令通達等
<p>■ 通達『消防法施行令第32条の特例基準等について』</p> <p><input type="checkbox"/> 自動火災報知設備の設置免除</p> <p>待合わせ若しくは休憩の設備、売店又は火気使用設備器具若しくはその使用に際し火災発生のおそれのある設備器具を設けていない玄関、廊下、階段、便所、浴室又は洗濯場の用途に供する場所で一定の基準を満たす場所には自動火災報知設備の感知器の設置をしないことができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><input type="checkbox"/> 一定の基準</p> <p>① 主要構造部を耐火構造としてあること。</p> <p>② 壁及び天井が準不燃材料で造られていること。</p> <p>③ 床に準不燃材料以外のものを使用していないこと。</p> <p>④ 可燃性の物品を集積し、又は可燃性の装飾材料を使用していないこと。</p> </div> <p>■ 準不燃材料</p> <p>準不燃材料とは、建築材料のうち、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間建基令第108条の2各号（建築物の外部の仕上げに用いるものにあつては、同条第1号及び第2号）に掲げる要件を満たしているものとして、国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。</p> <p>■ 通達『消防法施行令第22条第1項に係る同令第32条の基準の特例について』</p> <p><input type="checkbox"/> 漏電火災警報器の設置免除</p> <p>一定の基準を満たす建築物には漏電火災警報器（電気火災警報器）の設置をしないことができる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><input type="checkbox"/> 一定の基準（①～③のいずれかに該当する場合）</p> <p>① 令第22条第1項に規定する壁、床又は天井（以下「令第22条の壁等」という。）に現に電気配線がなされておらず、かつ、当該建築物における業態からみて、令第22条の壁等に電気配線がなされる見込みがないと</p> </div>	<p>・昭38自消丙予59</p> <p>・令21②</p> <p>・令32</p> <p>・準不燃材料</p> <p>・建基令Ⅳ</p> <p>・昭39自消丙予82</p> <p>・令22①</p> <p>・令32</p>

〔消防設備二〇〕

## 関係通知

### 総合操作盤の基準及び設置方法に係る運用について

(平成16年5月31日)  
消防予第93号

総合操作盤の基準を定める告示（平成16年5月31日消防庁告示第7号。以下「7号告示」という。）及び総合操作盤の設置方法を定める告示（平成16年5月31日消防庁告示第8号。以下「8号告示」という。）については、平成16年5月31日に公布され、「消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成16年5月31日付け消防予第86号）により通知しているところです。

総合操作盤については、従来、操作盤の基準（平成9年消防庁告示第2号。以下「旧2号告示」という。）及び操作盤の設置免除の要件を定める件（平成9年消防庁告示第3号。以下「旧3号告示」という。）に基づき、操作盤に代えて設置されていたところですが、近年の操作盤及び総合操作盤の設置の状況を踏まえ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）を改正し、一定の規模以上の防火対象物に設置される屋内消火栓設備等の消防用設備等に係る総合操作盤を当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けることとしたものです。

今後、総合操作盤については下記のとおり運用することとしたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 7号告示について

##### (1) 総合操作盤の構造及び機能に関する事項（第2関係）

総合操作盤は、複数の消防用設備等に係る監視、操作等により、防火対象物全体における火災の発生、火災の拡大等の状況を把握できる機能を有するもので、表示部、操作部、制御部、記録部及び附属設備で構成されるとともに、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命安全の確保、防火管理体制及び消火活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有するものであること。このことから、自動火災報知設備の受信機の機能が組み込まれていること又は受信機の機能を有していることが望ましいものであること。

##### (2) 予備電源又は非常電源に関する事項（第2、8関係）

総合操作盤に附置される予備電源又は非常電源の容量は、火災時等に所要の活動等を行うために必要な時間中、当該総合操作盤を有効に作動できるものであること。この場合、総合操作盤の設置の対象となる防火対象物の規模が大きく、消防活動の困難性が高いことにかんがみ、総合操作盤は停電時においても概ね2時間以上複数の消防用設備等の監視、制御等を行えることが望ましいこと。